令和８年８月１日

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人輝福祉会　ゆうわ認定こども園

令和７年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和７年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第１項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和７年度の実践を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

別紙1

1号認定

	満3歳児	3歳	4歳以上	副食費徴収免除の場合の加算額
4月	238,238 円	238,238 円	217,728 円	3,670 円
5月	236,488 円	236,488 円	215,978 円	4,650 円
6月	236,488 円	236,488 円	215,978 円	4,650 円
7月	236,488 円	236,488 円	215,978 円	3,180 円
8月	236,488 円	236,488 円	215,978 円	0 円
9月	236,488 円	236,488 円	215,978 円	4,650 円
10月	236,488 円	236,488 円	215,978 円	4,900 円
11月	236,488 円	236,488 円	215,978 円	4,160 円
12月	296,178 円	234,978 円	214,468 円	4,410 円
1月	299,298 円	238,098 円	217,588 円	4,160 円
2月	296,178 円	234,978 円	214,468 円	4,160 円
3月	296,178 円	234,978 円	214,468 円	3,180 円

2号・3号認定

	乳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児		
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	副食費徴収免除の場合の加算額
4月	231,720円	226,960円	152,610円	147,850円	132,960円	128,200円	78,440円	73,810円	58,790円	54,180円	4,900円
5月	231,700円	226,940円	152,590円	147,830円	132,940円	128,180円	78,420円	73,790円	58,770円	54,160円	4,900円
6月	231,700円	226,940円	152,590円	147,830円	132,940円	128,180円	78,420円	73,790円	58,770円	54,160円	4,900円
7月	231,700円	226,940円	152,590円	147,830円	132,940円	128,180円	78,420円	73,790円	58,770円	54,160円	4,900円
8月	231,770円	227,010円	152,660円	147,900円	133,010円	128,250円	78,490円	73,860円	58,840円	54,230円	4,900円
9月	231,770円	227,010円	152,660円	147,900円	133,010円	128,250円	78,490円	73,860円	58,840円	54,230円	4,900円
10月	231,770円	227,010円	152,660円	147,900円	133,010円	128,250円	78,490円	73,860円	58,840円	54,230円	4,900円
11月	231,770円	227,010円	152,660円	147,900円	133,010円	128,250円	78,490円	73,860円	58,840円	54,230円	4,900円
12月	231,790円	227,030円	152,680円	147,920円	133,030円	128,270円	78,510円	73,880円	58,860円	54,250円	4,900円
1月	232,160円	227,400円	153,050円	148,290円	133,400円	128,640円	78,880円	74,250円	59,230円	54,620円	4,900円
2月	231,790円	227,030円	152,680円	147,920円	133,030円	128,270円	78,510円	73,880円	58,860円	54,250円	4,900円
3月	231,790円	227,030円	152,680円	147,920円	133,030円	128,270円	78,510円	73,880円	58,860円	54,250円	4,900円

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

宜こ育第127号
令和8年6月3日

社会福祉法人　輝福祉会
ゆうわ認定こども園　御中

宜野湾市長　佐喜眞　淳
（公印省略）

令和７年度の公定価格の額について

貴施設における令和7年度の公定価格の額は、別紙の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。